

## 岡山県医療費公費負担制度についてのお知らせ 〈 障害者医療費公費負担制度(80)・ひとり親家庭等医療費公費負担制度(86) 〉

岡山県子ども・福祉部  
岡山県 保健医療部

日頃から本県の保健福祉行政に御協力を賜り、誠にありがとうございます。  
令和8年7月以降の岡山県障害者医療費公費負担制度(80)及び岡山県ひとり親家庭等医療費公費負担制度(86)の運用につきまして、次のとおりお知らせします。

### ○外来の自己負担限度額(所得区分:低所得Ⅰ・Ⅱ)の軽減措置の継続

令和8年6月診療分までとしております低所得Ⅰ・Ⅱの所得区分に該当する方の外来の自己負担限度額(一部負担金の月額上限額)を2分の1に軽減する措置を令和9年6月診療分までの1年間に限り継続することとします。

### 【(参考)軽減措置適用後の自己負担限度額】

[障害者医療費(80)・ひとり親家庭等医療費(86)]

所得区分	自己負担限度額(月額)	
	外 来 の み	入 院、 合 算 (入院&外来)
一定以上所得者	44,400 円	80,100円 + 1% (※1)
一 般	12,000 円	44,400 円
低所得Ⅱ	2,000 円(※2)	12,000 円
低所得Ⅰ	1,000 円(※2)	6,000 円

【注】 (※1)  $80,100円 + ((医療費 - 801,000円) \times 1\%)$   
(※2) 平成21年7月診療分から令和9年6月診療分まで

### ○お問い合わせ先

#### 【障害者医療費(80)に関すること】

子ども・福祉部 障害福祉課 福祉推進班  
TEL 086-226-7362 FAX 086-224-6520  
保健医療部 健康推進課 精神保健福祉班  
TEL 086-226-7330 FAX 086-225-7283

#### 【ひとり親家庭等医療費(86)に関すること】

子ども・福祉部 子ども家庭課 家庭支援班  
TEL 086-226-7349 FAX 086-234-5770